

## 国民保護法に係る神奈川県的主要な取組みについて

## 1 関係条例の整備

国民保護法の施行に伴い、次の条例を整備した（平成 16 年 12 月 28 日施行）。

## (1) 神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部条例(4 ページ)

神奈川県国民保護対策本部の組織及び会議等について必要な事項を定めた。

また、神奈川県緊急対処事態対策本部について、神奈川県国民保護対策本部の規定を準用することとした。

## (2) 神奈川県国民保護協議会条例 (5 ページ)

神奈川県国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた。

## (3) 災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

武力攻撃災害等派遣手当の支給に関して必要な事項を定めた。 (6 ページ)

## 2 指定地方公共機関の指定 (7 ページ)

平成 17 年 1 月 21 日、国民保護法第 2 条第 2 項に規定する指定地方公共機関として、公益的事業を営む法人、公共的施設を管理する法人等 18 法人を指定した。

## 3 神奈川県国民保護計画の作成

平成 17 年度中に、神奈川県国民保護計画を作成する。